給水装置工事の指定給水装置工事事業者の指定の失効

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第2項の規定により、次の指定給水装置工事事業者の指定が失効したので、佐倉市水道事業指定給水装置工事事業者規程第9条の規定により公示する。

公示日：令和06年10月1日

指定番号	名称	住所	代表者氏名	失効年月日
第00314号	有限会社勝栄	千葉県八街市八街ろ145－393	染谷　勝己	令和06年09月29日
第00315号	誠輝管工株式会社	千葉県千葉市稲毛区山王町201番地14	仁崎　裕行	令和06年09月29日
第00320号	有限会社宇田川設備工業	千葉県市川市大野町二丁目1875番地の45	宇田川　健夫	令和06年09月29日
第00350号	株式会社新納設備	千葉県船橋市二和西一丁目7番80号	新納　良治	令和06年09月29日
第00358号	株式会社アクアライン	広島県広島市中区上八丁堀8番8号第1ウエノヤビル6F	大垣内　剛	令和06年09月29日
第00359号	株式会社佐藤設備工業	千葉県松戸市小金原九丁目29番地の4	佐藤　満洲男	令和06年09月29日
第00376号	明和工業株式会社	千葉県千葉市若葉区若松町88番地3	積田　博史	令和06年09月29日